

Ⅱ 本県の特別支援教育推進における基本方針

特別支援教育とは、障害のある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、学習及び生活上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

また、発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものです。

特別支援教育を推進することは、障害のある子どもたちへの教育の充実にとどまらず、障害のあるなしやその他の個々の違いを認め合い、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会を形成する基礎となるものであり、全ての学校において推進していく必要があります。

そこで、本県では、次の基本方針に基づき、特別支援教育を推進していきます。

- 障害のある子どもたちが変化の激しいこれからの社会を生きていくために、「生きる力」の育成を目指し、自立や社会参加に向け、一人一人の障害の状態やニーズに応じた教育の充実を図ります。
- 障害のある子どもたちが地域社会の一員として、できる限り身近な地域で専門的な教育を受けられるようにするとともに、学校教育と関係機関等が連携・協働し、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した指導や支援の充実を図ります。
- 障害のあるなしやその他の個々の違いを認め合い、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の実現に向けて、全ての学校において「インクルーシブ教育システム」構築に向けた特別支援教育を推進するとともに、県民への理解・啓発に取り組めます。